

宮城県蔵王高等学校 部活動のあり方に関する方針

基本的な方針は宮城県教育委員会が平成30年3月に策定された「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」に則るものとする。以下本校での具体的な方針とする。

○ 適切な休養日の設定

(1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

③ 1日の活動時間

- ・ 平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

④ 朝練習

- ・ 朝練習については、原則禁止とする。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認めた場合のみ限定的に朝練習を行うことができる。

(2) 顧問による活動計画の作成

- ・ 顧問は、「宮城県蔵王高等学校部活動のあり方に関する方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日(105日以上)を確保するとともに、保護者、外部指導者や部活動指導員(※)に説明し、理解を求める。

※部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づくもの

- ・ 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する
- ・ 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績

(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。 (R7 4月)